

仮運転免許の直接（飛び入り）受験【試験場（交通センター）】

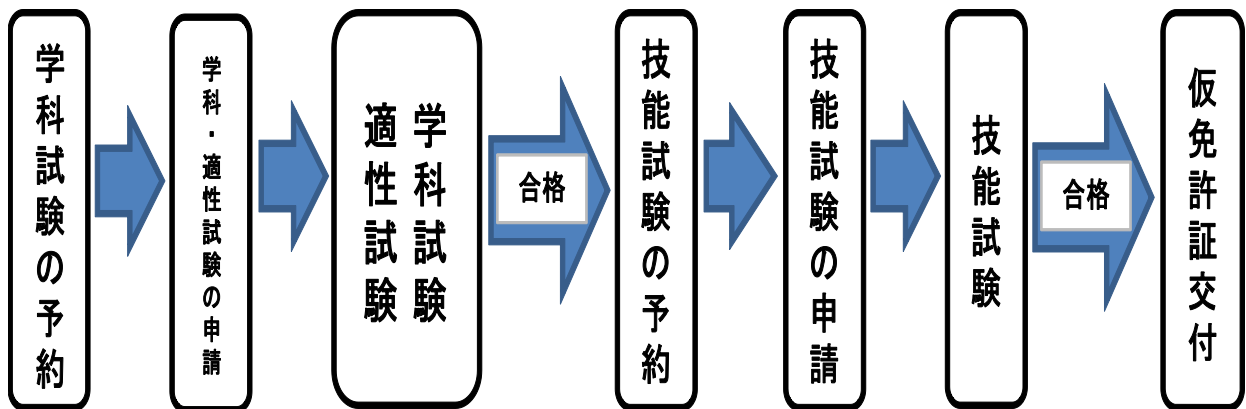
運転免許試験場（交通センター）で仮運転免許の学科試験、技能試験を受ける方

◆ 受験の条件

- ▶ 和歌山県内に住所があること。

※注： ただし、和歌山県外に住所のある方で、和歌山県内の届出自動車教習所において教習を受けている方は普通仮免許を受験できます。

◆ 受験の流れ



- ▶ 「技能試験の受験資格」は、「学科試験合格後6か月以内」です。

（学科試験合格後6か月を超えての技能試験は、再度、学科試験の受験が必要です。）

- ▶ 一種免許の取得希望者で、『原付・小特免許以外の免許』を取得している方は学科試験が免除されます。
- ▶ 二種免許の取得希望者で、他の二種免許を取得している方は学科試験が免除されます。

◆ 試験予約・試験受付時間・試験日等

【試験予約】（交通センターへ口頭又は電話で受験予約）

試験前日までの『午前9時40分～午前11時45分』、『午後1時40分～午後4時45分』の間に予約してください。

『運転免許試験場：(073) 473 - 0110 （内線：366・367）』

※ 土曜日・日曜日・祝日・休日・12/29～1/3は予約受付を行っていません。

- ▶ 予約された試験日の

午前の部は『午前8時30分から午前9時までの間』に

午後の部は『午後1時から午後1時30分までの間』に
交通センター試験場受付窓口で受験申請をしてください。

仮免許試験日（祝日・休日・12/29～1/3（学科・適性試験は12/29～1/3）を除く）							
普通仮免許	月曜日 から 金曜日	準中型 仮免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日	中型仮免許	毎週 金曜日	大型 仮免許	毎週 木曜日

◆ 受験に必要な書類

- 運転免許申請書
初めて受験される方は、申請前に交通センター試験係で作成できます。
- すでに運転免許証を所持している方
運転免許証
- 本籍（又は国籍）記載の住民票 1通
（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
（仮住民票記載事項通知書は不可）
- 運転免許証を所持していない方【本人確認書類が必要です】
保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（通知カードは不可）、官公庁が法令の規程により交付した免許証、許可証、又は資格者証の書類、官公庁がその職員に対して発行した本人を証明するに足りる文書、その他【和歌山県内の高校生は、「学生証等在籍を証明できるもの」と「高等学校が発行する同意書】。
外国籍の方は、「在留カード」「特別永住者証明書」
- 免許申請用写真 1枚
 - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
 ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。
- 教習原簿
届出教習所で教習を受けている方は、申請時に教習原簿を提出してください。
- 届出自動車教習所教習受講証明書
住所地が和歌山県外の方で、受験される方は、届出自動車教習所教習受講証明書を提出してください。

◆ 手数料(和歌山県証紙)

受験手数料	試験車貸車料	仮免許証交付手数料
2,900 円	1,450 円 ※ 技能試験で使用する試験車の貸車料	1,150 円 ※ 学科試験・適性試験・技能試験に合格された方は、免許証交付手数料が必要です。

◆ ※注 住所地が和歌山県外の方（普通仮免許）

住所地が和歌山県外の方で、和歌山県内の届出自動車教習所で教習を受けている方は、運転免許試験場（交通センター）、第二試験場（田辺市中万呂）、新宮運転免許センター（那智勝浦自動車教習所）で普通仮免許試験を受験できます。

仮免許取得後は、引き続き普通本免許試験の技能検査（技能試験にかわるもの）を受験できます。

この検査で自動車を運転するのに必要な技能を有していると認められた場合は、その旨を証する書面（検査合格証明書）が交付されます。

検査合格後は、住所地を管轄する都道府県の公安委員会で本免許の学科試験を受験してください。

▶ 検査合格証明書の有効期間は、検査合格の日から起算して1年以内です。

受験手数料	試験車使用料	仮免許証交付手数料
2,900 円	1,450 円 ※ 技能試験で使用する試験車の貸車料	1,150 円 ※ 学科試験・適性試験・技能試験に合格された方は、免許証交付手数料が必要です。

▶ 身体に障害（病気等）があり免許取得を希望する方は、事前に運転免許課に相談してください。

○ 問い合わせ時間： 月曜日から金曜日（祝日・休日・12/29～1/3を除く）

午前9時40分～午前11時45分

午後1時40分～午後4時45分

○ 問合せ連絡先

○ 和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 Tel 073 - 473 - 0110

本免許の直接（飛び入り）受験【試験場（交通センター）】

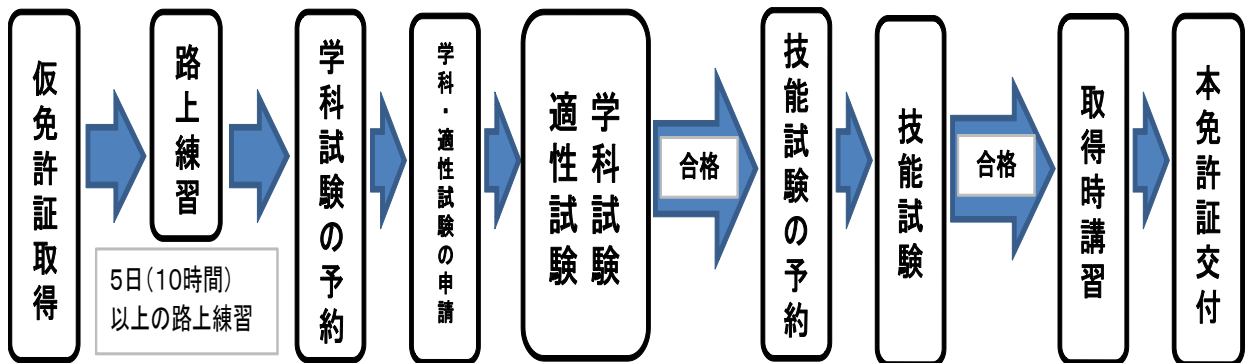
運転免許試験場（交通センター）で本免許の学科試験、技能試験（直接受験）を受ける方

◆ 受験の条件

- ▶ 和歌山県内に住所があること。
※注： ただし、和歌山県外に住所のある方で、和歌山県内の届出自動車教習所で教習を受けている方は普通免許の技能検査を受験できます。
- ▶ 仮免許が必要な免許試験を受ける方
 - ・ 仮運転免許証を取得していること。（有効期間内）
 - ・ 路上練習（5日以上かつ10時間以上）を終了していること。

◆ 受験の流れ

（仮免許が必要のない免許の受験は、「学科試験の予約」からの流れになります。）



- ▶ **仮免許取得後、5日（10時間）以上の路上練習を終了してからでなければ、試験予約はできませんので注意してください。**

【路上練習】

学科試験を受験しようとする日（学科免除の方は技能試験の日）の3か月以内に、規定の標識（仮免許練習中）を備え付けた受験対象車種で、指導者（対象車種を運転できる免許を取得して3年以上経過している人）を助手席に同乗させて、5日以上、かつ10時間以上の路上練習が必要です。

路上練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路で練習してください。

- 届出自動車教習所で練習している方は、教習原簿を提出してください。
 - 教習原簿のない方は、『路上練習申告書』の記載が必要です。
- ※『路上練習申告書』は、交通センター内試験係事務所でお渡ししています。

- ▶ **「技能試験の受験資格」は、「学科試験合格後6か月以内」です。**

(学科試験合格後6か月を超えての技能試験は、再度、学科試験の受験が必要です。)

- ▶ 一種免許の取得希望者で、『原付・小特免許以外の免許』を取得している方は学科試験が免除されます。(技能試験からの受験となります。)
- ▶ 二種免許の取得希望者で、他の二種免許を取得している方は学科試験が免除されます。(技能試験からの受験となります。)
- ▶ **届出自動車教習所で『特定教習』を受講していない方は、『取得時講習』を受講する必要があります。(特定教習終了証明書又は取得時講習終了証明書の提出をされてから本免許証の交付となります。)**

【取得時講習】

- 技能試験に合格された方は、『指定自動車教習所』で、取得時講習（『自動車等の運転に関する講習』と『応急救護処置に関する講習』）を受講してから本免許証の交付となります。

【取得時講習を免除される方】

- 届出自動車教習所で『特定教習』を受けた方は、『取得時講習』が免除されます。(特定教習は、技能試験合格前でも受けることが可能です。)
- 下記の免許保有者は、取得時講習が免除されます。

取得希望免許	所有している免許
大型二種免許	中型二種免許又は普通二種免許を有している方
中型二種免許	普通二種免許を有している方
大型免許	中型免許、準中型免許、中型二種免許、又は普通二種免許を有している方
中型免許	準中型免許又は普通二種免許を有している方
準中型免許	普通二種免許を有している方
大型二輪免許	普通二輪免許を有している方

【応急救護処置に関する講習を免除される方】

- 医師等の資格のある方は、『応急救護処置に関する講習』が免除されます。

◆ 試験予約・試験受付時間・試験日

【予約制】（交通センターへ口頭又は電話で受験予約）

試験前日までの『午前9時40分～午前11時45分』、『午後1時40分～午後4時45分』の間に予約してください。

『運転免許試験場：(073) 473 - 0110 （内線：366・367）』

※ 土曜日・日曜日・祝日・休日・12/29～1/3は予約受付を行っていません。

▶ 予約された試験日の

午前の部は『午前8時30分から午前9時までの間』に

午後の部は『午後1時から午後1時30分までの間』に

交通センター試験場受付窓口で受験申請をしてください。

本免許試験日（平日のみ）					
普通免許	月曜日 から 金曜日	準中型免許	毎週月曜日 毎週火曜日 毎週木曜日	中型免許 中型二種	毎週木曜日
大型免許	毎週月曜日 毎週水曜日	普通自動二輪 大型自動二輪	毎週月曜日	普通二種	毎週月曜日 毎週金曜日
大型二種	毎週水曜日 毎週金曜日	大特免許 大特二種	毎週金曜日	けん引免許 けん引二種	毎週金曜日

◆ 受験に必要な書類

- 運転免許申請書
初めて受験される方は、申請前に交通センター試験係で作成できます。
- すでに運転免許証を所持している方
運転免許証
- 運転免許証を所持していない方
 - ・ 本籍（又は国籍）記載の住民票 1通
（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）
（仮住民票記載事項通知書は不可）
 - ・ 本人確認書類
保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード（通知カードは不

可)、官公庁が法令の規程により交付した免許証、許可証、又は資格者証の書類、官公庁がその職員に対して発行した本人を証明するに足りる文書、その他【和歌山県内の高校生は、「学生証等在籍を証明できるもの」と「高等学校が発行する同意書】】。

外国籍の方は、「在留カード」「特別永住者証明書」

- 仮運転免許証【有効期間（技能試験合格の日から6か月）以内のもの】
- 免許申請用写真 1枚
 - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
- ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。
- 教習原簿
届出教習所で教習を受けている方は、申請時に教習原簿を提出してください。
- 路上練習申告書
教習原簿を持っていない方は、路上練習申告書を提出してください。
- 取消処分者講習終了証
過去に取消処分や拒否処分を受けた方が、その後初めて受験する場合に必要です。
- 届出自動車教習所教習受講証明書
住所地が和歌山県外の方で、受験される方は、届出自動車教習所教習受講証明書を提出してください。

※ 二輪免許を受験する方は、ヘルメット・グローブ・ブーツ（運動靴も可）・長袖シャツ・長ズボンを携行してください。

◆ 手数料(和歌山県証紙)

免種		受験手数	試験車貸車料	免許証交付手数料
一種	普通	2,550 円	800 円	2,050 円
	準中型・中型・大型	4,100 円	2,500 円	
	その他	2,600 円	1,450 円	
二種	普通二種・中型二種・大型二種	4,800 円	2,850 円	
	その他	2,600 円	1,450 円	

◆ ※注 住所地が和歌山県外の方（普通免許）

住所地が和歌山県外の方で、和歌山県内の届出自動車教習所で教習を受けている方は、運転免許試験場（交通センター）、第二試験場（田辺市中万呂）、新宮運転免許センター（那智勝浦自動車教習所）で普通仮免許試験を受験できます。

仮免許取得後は、引き続き普通本免許試験の技能検査（技能試験にかわるもの）を受験できます。

この検査で自動車を運転するのに必要な技能を有していると認められた場合は、その旨を証する書面（検査合格証明書）が交付されます。

検査合格後は、住所地を管轄する都道府県の公安委員会で本免許の学科試験を受験してください。

▶ 検査合格証明書の有効期間は、検査合格の日から起算して1年以内です。

仮運転免許取得者に対する検査	試験車使用料
3,750 円	800 円 ※ 技能検査で使用する試験車の使用料

◆ 身体に障害（病気等）があり免許取得を希望する方は、事前に運転免許課に相談してください。

※ 問い合わせ時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・12/29～1/3を除く）

午前9時40分～午前11時45分

午後1時40分～午後4時45分

和歌山県警察本部交通部運転免許課試験係 Tel 073 - 473 - 0110